

利害関係人の同意書等の提出に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市水道事業給水条例施行規程(昭和35年一宮市水道部管理規程第3号)第4条の2第1項及び第2項に規定する管理者が定める同意の必要がない者及び誓約書の提出を求める場合について、必要な事項を定めるものとする。

(同意の必要がない者)

第2条 条例第5条第1項の規定により新設等をしようとする者(土地の所有者に限る。)が、次の表の左欄に掲げる条件に該当するときには、同表の中欄に掲げる者の同意の必要がなく、同表の右欄に掲げる行為を行うことができる。

条件	同意の必要がない者	可能な行為
1 民法(明治29年法律第89号)第213条の2第1項に規定する他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下第2項及び第3項において「継続的給付」という。)を受けられないとき。	他の土地の所有者及び現に使用している者	必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用すること。
2 民法第213条の3第1項に規定する分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けられない土地が生じたとき。	分割後の他の土地の所有者	他の分割者の所有地のみ設備を設置すること。
3 民法第213条の3第2項に規定する譲渡によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けられない土地が生じたとき。	譲渡後の他の土地の所有者	他の譲渡者の所有地のみ設備を設置すること。

(誓約書の提出を求める場合)

第3条 民法第213条の2第3項の規定により、前条各項に定める同意の必要がない者にあらかじめ、その目的、場所及び方法を通知する場合において、通知をした旨の誓約書の提出を求める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。